

入札説明書（令和 8 年 1 月 9 日公示分）

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 電力需給契約

年間予定使用電力量 3, 579, 000 kWh

(2) 供給内容

仕様書のとおり

(3) 供給期間

令和 8 年 4 月 1 日午前 0 時 00 分から令和 9 年 3 月 31 日午後 12 時 00 分まで

(4) 供給場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

ア 入札は本学で示す予定使用電力量と入札者が見積もった単価に従って計算した総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を作成し、入札書と同時に提出すること。

なお、積算内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

2 競争入札参加資格

- (1) 当該入札にかかる契約締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成 19 年 2 月 15 日付 18 経営第 44 号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人

若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 名古屋市と締結した契約に関して施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 名古屋市から令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格(名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。)審査において、本公示に係る入札の開札日までに、申請区分「物件の買入れ又は物件の借入れ」、申請品目「特殊物品」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとしている者であること。
- (8) 本公示の日から落札決定の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書<平成20年1月28日締結>及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置(以下「排除措置」という。)の期間中の者でないこと。
- (10) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2に基づき経済産業大臣の登録を受けているもの。
- (11) 本公示に示した調達產品の規格に合致したものを確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。
- (12) 事故発生時等緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (13) 本学が指定した検査員(以下「検査員」という。)の指示に従い、検査員の指定する場所での検査の立会い、必要な資料の提出及び説明、その他本学が必要とする検査に応じられることを

証明した者であること。

- (14) 請負者の発電設備・送電設備等が供給不能になった場合にも、瞬時停電及び使用電力の抑制等の支障をきたさないように予備供給電源を確保してあること。
- (15) 入札公示日において有効である名古屋市電力の調達に係る環境配慮実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 5 条第 2 項の規定に基づく競争入札適合者であること。

3 入札手続き等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒458-0037 名古屋市緑区潮見が丘一丁目 77 番
名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 病院管理部管理課
(本館 2 階)
窓口：三澤（担当）、今井
電話番号：052-892-1364
FAX番号：052-892-6975
E-mail：misawa-rena@sec.nagoya-cu.ac.jp

(2) 確認申請書等の提出

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、本件入札の参加資格の審査を受けなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式 1）（以下「確認申請書」という。）

イ 入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）

（ア）令和 7 年及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格結果の画面を印刷したもの

申請品目：特殊物品（詳細がわかるもの）

（イ）経済産業大臣による小売電気事業登録書（写）

（ウ）接続検討申込書（写）又は接続供給契約書（写）

（名古屋市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者については不要）

（エ）安定供給確約書（様式 2）

（オ）名古屋市環境に配慮した電力調達契約評価項目証明書（様式 3）

(3) 確認申請書及び確認書類の提出方法等

ア 令和 8 年 1 月 26 日（月）午後 5 時 00 分まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に、
(1)の場所に持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）して提出すること。

イ アの期限までに確認申請書及び確認書類を提出しない物及び提出者であって競争入札

参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加できない。

ウ 確認申請書及び確認書類に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならぬ。

(4) 確認通知

競争入札参加資格確認の結果は、令和8年2月5日(木)までに電子メールにて通知するものとする。当該確認の結果、競争入札参加資格が確認された者に限り、本件入札の対象者とする。

(5) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア (4)の通知を受けたものは、令和8年2月9日(月)まで(休日等を除く。)に資格がないと認められた理由について書面(様式任意)により説明を求めることができる。

書面の提出先は、(1)の場所とする。

イ アの説明を求められたときは、原則として令和8年2月12日(木)までに、説明を求めた者に対し、書面で回答を行うものとする。

(6) 入札公示、入札説明書及び仕様書等に対する質問

ア 質問方法

本公示に対し質問しようとする者(以下「質問者」という。)は、(1)の場所へ持参又は電子メール等により質問書(様式任意)を提出することができる。電子メールで提出する場合は、電子メールの件名を「みどり市民病院電力需給契約に係る質問」として送信すること。電話での質問は受け付けない。

なお、この質問書の作成及び提出に係る費用は、質問者の負担とする。

イ 質問受付期間

本公示の日から令和8年2月13日(金)午後5時00分まで(休日等を除く。)

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、すべての質問への回答をまとめた回答書(以下「回答書」という。)を、(1)の場所で閲覧に供する。あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。仕様書に記載がない事項について、一部本入札説明書の別紙にて、よくある質問(FAQ)の回答としてまとめているので、質問者は参考すること。

また、希望者には郵送又は電子メール等により回答書を送るものとする。

エ 回答閲覧期間

令和8年2月25日(水)午後5時00分まで

(7) その他

- ア 確認申請書及び確認書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 確認申請書及び確認書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された確認申請書及び確認書類は返却しない。
- エ 提出された確認申請書及び確認書類の差替え又は再提出は認めない。（当院から指示があつた場合を除く。）
- オ 確認申請書及び確認書類に関する問い合わせ先は、(1)の場所とする。

4 入札及び開札

(1) 入札書及び積算内訳書の提出方法

- ア 入札書（様式 4）及び誓約書（様式 5）（以下「入札書等」という。）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載しなければならない。
- イ 入札書及び積算内訳書（様式任意）は入札公示で指定された場所及び締切日時までに持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出しなければならない。持参の場合は、入札書等を封印し、表面に入札者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載すること。郵送の場合は、二重封筒を用い、入札書等を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書等在中の旨を記載すること。

(2) 入札書及び積算内訳書の提出期間

ア 持参による場合

令和 8 年 2 月 20 日(金)から令和 8 年 2 月 26 日(木)午後 5 時 00 分まで

イ 郵送による場合

令和 8 年 2 月 26 日(木) 午後 5 時 00 分（到達期限）

(3) 開札日時

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 9 時 00 分

(4) 開札場所

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 本館 2 階会議室 2

(5) 積算内訳書の確認

- ア 積算内訳書の提出がないと認められた者のした入札は無効とする。
- イ 必要があると認める場合は、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることがある。
- ウ イの指示に従わないとき又は、積算内訳書について適切に積算が行われていないと認め

た場合は、その者を落札者とせず、落札決定を行った後であっても、それを取り消すことがある。

エ ウの規定により落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者（予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって入札した者。）に積算内訳書の提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行うものとする。

5 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書及び積算内訳書の提出は、入札書及び積算内訳書の提出締切日時までに完了すること。
- (2) いったん提出された入札書は、差替え、引替え又は撤回をすることができない。入札書の提出は、質問回答や仕様書の補足資料等を確認した上で行うこと。積算内訳書も原則、同様の取扱いとするが、3(1)に示す入札担当部署から別途指示があった場合はこの限りでない。
- (3) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、入札者全員の立会いがあれば直ちに再度の入札を行う。入札者全員の立会いがなければ、指定日時までに再度入札を行うこと。なお、再度入札は、原則として 2 回（初度入札を含めて 3 回）を限度とする。
- (4) 入札書に記載する金額は、各社ごとに設定した契約電力に対する月額の単価（基本料金）及び使用電力量に対する単価（電力量料金）を基に、仕様書等に示した月ごとの契約電力及び使用予定電力量に対して、契約電力及び使用電力量の単価に従って計算した総額を記入すること。1 円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入する。ただし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないものとする。
- (5) 入札金額の算出基礎が分かるように、入札書の別紙として積算の根拠となる月ごとの単価表（様式任意）及び計算式を明記した積算内訳書（様式任意）を必ず入札書に添付して提出すること。基本料金及び電力量料金の単価には、1 円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計額に 1 円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入する。

6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

有。ただし、入札保証金にあっては公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 78 号。以下「契約規程」という。）第 6 条の規定に該当する場合に、また、契約保証金にあっては同規程第 27 条の規定に該当する場合に、それぞれを免除する。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加することができる資格がない者のした入札
- イ 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- ウ 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- エ 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかくわらず、同一の名をもつてした 2 通以上の入札
- オ 委任状を提出していない代理人がした入札
- カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- キ その他入札の条件に違反した入札

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通ずつを保管すること。

ウ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とするものとする。

(8) 契約金額の支払

ア 契約の相手方は、代金の支払請求については、仕様書に記載のあることのほかは、本学の指示に従い行うものとする。

イ 契約金額の支払に関して、本学の主要取引銀行である三菱 UFJ 銀行を支払先金融機関として指定した場合、口座振込手数料は本学が負担するが、他銀行を指定される場合は落札者の負担となるので、あらかじめ承知すること。

(9) 競争入札参加資格審査の申請

本公示に係る入札に参加を希望する者で、確認申請書及び確認書類の提出時において契約規程第3条第1項及び第17条に規定する資格を有していない者は、公立大学法人名古屋市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第4号。以下「特例規程」という。）に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）その他所定の必要書類を令和8年1月16日（金）午後5時00分までに3(1)に示す場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

(10) 調達手続の停止等

本公示に示した調達に關し、公立大学法人名古屋市立大学政府調達苦情検討委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(11) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合等の不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(12) その他

ア 確認申請書又は確認書類に虚偽の記載をした者等、契約の相手方として不適当であると認められる場合は、指名停止を行うことがある。

イ 当該入札に關して談合に關する情報が寄せられた場合、その他の公正な入札を実施することができない事情が生じた場合は、入札を延期又は中止することがある。

ウ 本公示に係る入札は、本入札説明書において定めるほか、「名古屋市立大学競争入札参加者手引」（「本学ホームページ「名古屋市立大学トップ > 大学案内・教育情報の公表 > 入札・契約情報 > 競争入札参加者手続き」に掲載）に定めるところによる。

別紙

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 電力需給契約に係る
よくある質問（FAQ）に対する回答

	質問	回答
1	契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があるが、その場合は超過した契約電力での契約となるがよいか。	よい。
2	契約書の条文に記載が無い事項を補完するため、自社の基本契約要綱を添付した協議書を締結することは可能か。	契約書等に抵触しない範囲で可能。
3	世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じることは可能か。	可能。
4	中部電力マイライズ株式会社が実施している電気料金軽減策については適用しないがよいか。	よい。
5	燃料費調整単価は、管轄区域の一般送配電事業者に準ずるとあるが、国の支援事業等に基づき補助を行う場合、協議は可能か。	可能。
6	請求について、供給施設内に入居している企業に対して個別に請求書を発行する事ができないがよいか。	よい。
7	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金請求時には基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨てとし、契約単価は税込みとなるがよいか。	よい。
8	電気料金請求書及び検針結果（最大需要電力、使用量、30分値データ等）等の帳票については、WEBサービスに登録し確認することとなるがよいか。	よい。ただし、検針票および請求書は書面により送付すること。
9	入札金額積算内訳書の契約単価について、基本料金単価、電力量料金単価に税込み、	よい。

	税抜きの指定がない場合は、税込みの単価を記載してよいか。	
10	事故発生時等緊急対応が必要な場合に対応可能な体制について、緊急時の連絡先等を提出すればよいか。	よい。
11	計量日が1日以外であって次年度も契約継続となった場合、年度末に臨時清算する場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となるため(託送供給約款より)電力使用量の確定値が出ないので、電力使用量は速報値での請求となるがよいか。 また、臨時清算の希望のない場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日の年度をまたぐ形となるがよいか。	よい。
12	現在の契約電力はいくらか。	常時電力 930kW、予備電力（予備電源）930kW
13	現在の電力供給会社どこか。	中部電力ミライズ株式会社
14	電気・ガス価格激変緩和対策措置の値引きは、燃料費調整単価からの値引きではなく、別項目を設けての値引きとなるがよいか。	よい。
15	契約書(案)第9条にて、 「乙は第7条第1項の規定による検査終了後に請求書を送付する」旨の記述に対して、通知書の発行は行わず、請求書に利用の内訳が記載されるがため、計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行わないがよいか。また、検査終了後の日付にて請求書の再発行は行わないがよいか。 文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付	よい。
16	契約保証金の免除にかかる必要書類や提出期日はどこを参照すればよいか。また、どういった情報を基準に免除と判断されるのか。	別添公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号。以下「契約規程」という。）第27条の規定を参照。

	本件の場合、契約規定第 27 条第 3 号を適用し、競争入札参加資格を有する場合は契約保証金を免除する。
--	--